

令和3年度 臨時監事監査（研究）

監査報告書

監事計画に挙げた3つの重点項目のうち「研究」について、対象部門を選定し、書面調査と面談によって監査を実施した。監査の概要と監事意見は以下のとおりである。

【テーマ】 研究不正及び研究費不正の防止対策について

I. 監査項目と主な監査内容

研究不正については、今年度だけでも2件公表しており、昨今、学生による不正案件も発生している。

また、研究費不正については、平成27年度以降、昨年度までで7件もの研究費不正に関する調査結果を公表しており、全大学・研究機関の中で最も多い件数となっている。このため、本学に対し、文部科学省のガイドラインに基づく機動調査が行われ、現在、管理条件として課された改善事項に対し、履行計画に基づく取組を実施中である。(令和3年3月26日～令和4年3月25日)

今回、その一環として、令和3年10月26日に京都大学競争的研究費等不正防止計画-第9次-が策定され、部局ごとに具体的な取組を定めた部局行動計画の策定が求められている。

研究不正、研究費不正は大学に対する国民の信頼を失わせるだけでなく、様々の資金の配分にも影響を与える恐れがあり、国民の負託を受け我が国の教育・研究をリードする役割を担う京都大学はこれらの防止に努める必要がある。

今回は、研究不正や研究費不正の防止対策についての監査を行った。

II. 監査の方法

1 監査の方法

既存資料等により書面調査を行うとともに、予め通知した次の質問項目について部局長及び関係教職員との質疑応答による監査を実施した。

- (1) 研究倫理教育等の研究不正防止対策に向けてのチェック体制について
- (2) 教職員の研究費に対する公正意識に関する緊急アンケート調査結果について
- (3) 京都大学競争的研究費等不正防止計画-第9次-への対応について

2 監査の実施先

理学研究科・理学部	12月15日(水)
農学研究科・農学部	12月16日(木)
経済学研究科・経済学部	12月22日(水)
法学研究科・法学部	12月22日(水)
工学研究科・工学部	12月23日(木)

III. 監査結果

以下は監査における各部局との質疑応答に基づくものである。これに対する監事意見を最後に述べる。

1 研究倫理教育等の研究不正防止対策に向けてのチェック体制について

【理学研究科・理学部】

(1) 理学研究科の対応

- ・研究公正部局責任者（部局長）に加えて、副研究公正部局責任者として副研究科長 1 名を指名している。
- ・「研究公正推進アクションプラン」に基づき、学部教務掛・大学院教務掛において学生及び授業担当教員・指導教員について対応し、北部構内総務課人事掛及び北部構内管理課研究推進掛において研究者について対応している。
- ・研究データ保存に関する内規を平成 27 年 12 月 17 日に制定し、本内規において専攻（分野・教室）や施設単位でデータ保存計画を整理。
- ・7 月 1 日 専攻長会議において研究公正研修について周知。（12/1 現在の受講率は 83.1%、未受講者 56 名）
- ・9 月 28 日 「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について」を公表
- ・12 月 16 日 研究不正再発防止策の一環として、教授会を中断し FD を開催、後日理学研究科構成員に動画配信。
- ・人事手続の際に候補者調の様式にて「現職にて研究公正に関する研修等の受講有無」を確認している。

(2) 北部構内の共通対応

- ・研究公正研修について、6 月 25 日 北部構内各部局構成員宛に周知し、毎月受講状況を各専攻・施設担当事務に共有して早期受講を促している。7 月 1 日専攻長会議でも重ねて周知。
- ・研究公正リーフレットについて
4 月 1 日一部改訂について、北部構内各部局構成員宛に通知。
- ・剽窃チェックオンラインツール（iThenticate）の 4 月 1 日 導入について再周知。
7 月 1 日、8 日 iThenticate の利用促進について、北部構内各部局構成員宛に周知。
- ・11 月 18 日 研究公正に関する講演会（12 月 16 日開催）について、北部構内各部局構成員宛に周知。

【農学研究科・農学部】

(1) 農学研究科の対応

- ・「研究公正推進アクションプラン」に基づき、研究公正部局責任者（部局長）の下、農学研究科の学部教務掛・大学院教務掛において学生及び授業担当教員・指導教員について対応し、北部構内総務課人事掛及び北部構内管理課研究推進掛において研究者について対応している。
- ・研究データ保存に関する内規を平成 28 年 3 月 3 日に制定し、本内規において専攻（分野・教室）や施設単位でデータ保存計画を整理。
- ・研究公正研修について 7 月 1 日農学研究科専攻長会議において周知。（12/1 現在の受講率は 87.3%、未受講者 33 名）

(2) 北部構内の共通対応

- ・研究公正リーフレットについて
4 月 1 日一部改訂について、北部構内各部局構成員宛に周知。
- ・剽窃チェックオンラインツール（iThenticate）について
4 月 1 日導入について再周知。7 月 1 日、8 日 iThenticate の利用促進について、北部構内各部局構成員宛に周知。
- ・研究公正研修について
6 月 25 日北部構内各部局構成員宛に周知し、毎月受講状況を各専攻・施設担当事務に共有して早期受講を促している。（7 月 1 日農学研究科専攻長会議でも重ねて周知。）
- ・研究公正に関する講演会（12 月 16 日開催）について
11 月 18 日北部構内各部局構成員宛に周知。

【経済学研究科・経済学部】

教員や学生に対して以下を実施し、研究公正に関する意識付けを行っている。

【教員】

- ・新規採用者へ研究公正リーフレット配付
- ・新規採用教員講習会（e-learning）の周知
- ・学位審査
- ・研究公正の周知
⇒令和 3 年 2 月 15 日、7 月 8 日、11 月 11 日教授会にて周知
特に 2 月 15 日については、学位審査論文について剽窃チェックツールを使うよう催促
- ・研究公正研修（e-learning）未受講者に対し、月 1 でメールにて受講催促

【学生】

- ・博士学位論文提出時に、剽窃チェックツール（iThenticate）使用を義務付け

- ・大学院共通科目「研究倫理・研究公正（人社系）」を必修化（令和元年入学者より）
 - ・学部1回生を対象とする入門演習において、研究公正を学生に指導
 - ・研究公正チュートリアル制度化
⇒10月14日教授会制定
認定書や申請書等に、研究倫理・研究公正履修済みまたは対面による研究公正チュートリアル実施済のチェック欄を設けた
- 上記に関し、12月9日の教授会にて再度周知徹底すると共に、議論を尽くした。

【法学研究科・法学部】

「法学研究科における人を対象とする法政策学研究の適正な実施に関する内規」（令和3年5月20日研究科長裁定制定）に基づき、人を対象とする法政策学研究を行う場合の法学研究科研究倫理審査委員会による倫理審査、チェック体制を整えている。教員や学生に対して以下を実施し、研究公正に関する意識付けを行っている。

①教員

- ・新規採用者には研究公正リーフレットを配付、新規採用教員講習会（e-learning）の周知および受講の促しを行っている。
- ・研究公正研修（e-learning）の周知（※）および未受講者に対し受講の促しを行っている。（※メール周知及び令和3年6月10日教授会、指導学生への周知依頼）
- ・教授会において部局長会議報告の中で研究不正案件の紹介や、本学の研究不正防止対策に関して報告を行っている。

②学生

- ・新入生及び研究公正チュートリアル未受講生を対象に「研究公正の基本についてのチュートリアル」を開催（参加者確認）

【工学研究科・工学部】

- (1) 研究公正研修 e-Learning の実施
- (2) 研究にかかるコンプライアンス関連情報を工学研究科教職員向けサイトに掲載
- (3) 公正な研究活動推進のために本学教員が守るべきルール（R3.6.3 専攻長会議）
 - ・新規採用者用、研究者用
 - ・リーフレット「責任ある学術研究活動のために」
 - ・リーフレット「京都大学における研究データ保存について」
 - ・論文剽窃チェックツール iThenticate
 - ・研究公正推進アクションプラン
- (4) 粗悪学術誌に関する注意喚起および機関リポジトリ KURENAI での研究データ公開について（令和3年5月13日専攻長会議）
 - ・研究データ保存システム（工学研究科附属情報センター）についても周知

2 教職員の研究費に対する公正意識に関する緊急アンケート調査結果について

【理学研究科・理学部】

- ・アンケート回答（教員）Q1～Q30の比率について、京大全体の回答と理学研究科の回答を比較したところ、主に下記のような傾向が見られた。なお分析に於いては「京都大学における教職員の研究費に対する公正意識に関する緊急アンケート調査結果報告書」を参考としている。
- ・研究公正教育や関連情報伝達の有効性について、Q1, 25, 30の結果から、大学の強い決意は伝わっているが、**e-learning**等の効果には疑念が持たれており、またこれまでの周知方法（メールや会議体周知）だけでは情報伝達が有効ではなかった。特にQ1では①②いずれかの情報も聞いたことがなかった教員が全体よりも6.4%多かった。
- ・個人レベルの順法意識について、Q2, 11～15の結果から、ガイドラインや規程を守ろうと思っているが、個別条件下（学術・社会貢献のため、年度内予算消化のため、学生のため、私的には使わない）では順法意識が下がっていた。また、他の研究者のことは気にならない傾向もみられた。
- ・情報や意識の浸透の難しさを痛感している。特に研究員や研究室の学生を含めての研究公正意識の徹底が重要と考えており、周知体制がしっかりと機能するための方策を検討していきたい。
- ・理学分野では独立性を重視する研究者が多いためか、ともすれば研究や学生教育を重視するあまりにルールに対する意識が低い構成員がいると感じられる回答が見られる点が懸念される。そのような観点で分析を行って、適切な対応を考えていく必要があると考えている。

【農学研究科・農学部】

(1) 研究公正関連情報の伝達の有効性について

- ・『Q1 ①もしくは②にて「初めて聞いた」』と回答した教員割合が17.9%と全学(21.9%)の2割近い結果となっている。
- ・『Q25 e-Learning 研修や研究費使用ハンドブック等により使用ルールが深まったり、業務遂行に役立ったこと』に否定的な回答(7.2%)と、『Q30 大学の研究費不正根絶への強い決意は伝わったか』に否定的な回答(7.2%)と同割合を示す。
- ・以上により、情報伝達はこれまでの周知方法（メールや会議体での周知）で有効に機能しているものの、大学側の強い決意は伝わっていないことが示唆される。
- ・農学研究科及び北部構内事務部の取り組み

日付	発信先	内容	日付	部局での対応
4月1日	管理課研究推進掛→専攻事務室→専攻構成員	i 【メール通知】 研究公正リーフレットの一部分改訂について		
		ii 【メール通知】 研究公正のためのオンラインツールiThenticateの導入について		
4月21日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に関する説明動画、FAQについて		
4月22日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 (対象:2021年度新規採用者) Mandatory staff training e-learning研修「研究費等の適正な使用について (ver.10)」の実施等について		
6月9日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 教職員の研究費に対する公正意識に関する緊急アンケート調査の実施について	6月9日	農学研究科構成員へメール周知
			6月17日	研究科教授会で実施報告
6月25日	管理課研究推進掛→専攻事務室→専攻構成員	iii 【メール通知】 令和3年度研究公正研修e-learningについて	7月1日	研究科専攻長会議で実施報告
7月1日	経理課旅費支援掛→北部構内旅費担当者・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 不正防止対策の強化に向けた旅費制度の見直しについて		
7月8日	管理課研究推進掛→専攻事務室→専攻構成員	iv 【メール通知】 (英語版) 剽窃検知オンラインツール (iThenticate) の利用促進について		
7月13日	研究科長	第2回「不正防止実施本部」会議内容	9月9日	研究科教授会で報告
8月20日	経理課旅費支援掛→北部構内旅費担当者・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 交通費の実費精算制における領収書等の不提出に係る対応について (通知)	9月9日	研究科会議で報告
9月22日				
9月28日	研究科長	第3回「不正防止実施本部」会議内容	10月14日	研究科教授会で報告
11月4日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	v 【メール通知】 京都大学競争的研究費等不正防止計画の改定について (通知)		
11月5日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 北部構内経理事務等説明会の開催について	11月11日	研究科教授会で周知
11月11日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 研究費不正防止啓発月間について	11月5日	ポスター掲示
11月15日	管理課管理掛→農学研究科等総務掛	vi 【メール依頼】 京都大学競争的研究費等不正防止計画に係る責任体系図及び周知体制図の作成について	11月18日	運営会議附議
		vii	12月2日	研究科専攻長会議附議
		viii	12月9日	研究科教授会附議
11月18日	管理課研究推進掛→専攻事務室→専攻構成員	ix 【メール開催通知】 京都大学 研究公正に関する講演会「意図せぬ研究不正を防ぐために」/Lecture (Dec. 16): "Preventing Unintentional Research Misconduct"		
12月2日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【リマインドメール通知】 北部構内経理事務等説明会の開催について		
12月3日	管理課管理掛→事務部・専攻事務室→専攻構成員	【メール通知】 京都大学競争的研究費等不正防止計画-第9次-改定に係る説明会」の動画配信について		

(2) 個人レベルの順法意識について

- ・Q2、Q11 から Q15 のアンケート結果から、研究費のガイドラインや適正管理に関する規程を守ろうと考えているが、「ルール違反の程度」が軽微であるとそれを正当化する傾向や、個別条件下 (学術や社会貢献、学生の経済支援等) では順法意識が下がると考える。

(3) 内部統制の有効性について

- ・『Q21 研究費不正事案を通報しても適切に対応してもらえない（やや）感じる（11.5%）』及び『Q22 研究費不正事案を通報した場合将来に不安を（やや）感じる（32.2%）』の回答で「通報窓口」に懸念を抱いている割合が全学より高く、通報後の処遇に不安を感じている傾向を示している。

(4) 職場環境について

- ・処遇への満足度については、『Q4 階級等の満足度（現状の処遇に不満を感じている。12.9%）』、『Q5 研究環境の満足度（同等の研究者と比べて（やや）不公平である。21.2%）』であり、全学（Q4 [9.4%]、Q5 [16.4%]）に比べ、不満を感じている傾向にある。

(5) 研究至上主義の傾向について

- ・『Q7 外部資金を獲得しなければならないというプレッシャーを（ある程度）感じている（83.1%）』、『Q8 研究費は自身の資金であるため、大学が干渉することではない（9.3%）』と全学（Q7 [67.5%]、Q8 [8.5%]）と比べ高い傾向にある。
- ・『Q10 研究費の使用ルールは事務が理解していれば良い（10.8%）』、『Q18 職員から手続きについて指摘を受けると、研究意欲をそがれる（やや）感じる（15.8%）』であり、全学（Q10 [7.3%]、Q18 [14.4%]）と比べて高い傾向にある。

(6) 不正抑止効果について

- ・『Q17 会計処理について周りの人からチェックされていると（やや）感じる（87.4%）』、『Q23 仮に不正を行った場合、本学の研究費管理体制下において発覚すると感じる（96.4%）』であり、全学（Q17 [84.3%]、Q23 [95.2%]）と比べても高い傾向にあることから、不正抑止効果があると考えられる。

【経済学研究科・経済学部】

- ・11月11日教授会にて周知
- ・12月9日の教授会にて周知すると共に、議論を尽くした。

【法学研究科・法学部】

- ・6月10日開催研究科教授会でアンケート結果の紹介
- ・11月30日研究公正担当理事との意見交換（部局キャラバン）
- ・若手教職員に研究公正への認識が希薄な人がいることから、周知方法及び意識付けの必要性を再認識（現在、部局行動計画において検討中）

【工学研究科・工学部】

工学研究科の教員の公正意識と全学のそれとを比較したところ、各項目いずれも同じような傾向を示している。

(1)最も意識しなければならない「コンプラ意識」や「個人の順法意識」について

- ・この質問は本来、限りなく「0%」にすべき質問内容であり、意識が末端まで浸透していないことは問題である。これに対して、今回の意識調査の回答者には233名の任期付きの研究者（180名）と特定教員ほか（53名）が含まれていたが、これらの特定研究者・教員への専攻等からの公正関係事項も含めた事務連絡の周知手段と周知の徹底について再調査を実施する予定である。その上で部局行動計画を着実に実行していくことが大事と考える。
- ・回答者には学生への指導機会を全く有しない研究者や特任教員も含まれることから、学生への経済的支援については意識が及んでいない可能性があるかもしれないが、それ例外の意識調査の結果からも研究費の執行は教員と職員の相互理解と相互信頼に則って進めなければならない点の啓蒙を改めて図っていく。その障壁となり得るのは、教員と事務の距離が遠く、疎遠になっていることが疑われるので、事務側からはもっと研究室に寄りそう姿勢が必要と思われる。（メールやHP上での通知等で済ますのではなく、研究室へ足を運んで関係性を築いておくことが必要。特に吉田、宇治、大津は桂地区事務部と離れているため、置き去りにされている感がないように意識して行動することが大事。）

(2)「職場環境」は全学と比較して工学がやや満足度は高い。

- ・事務と研究室との関係性を築くことが必要であるが、上位者や下位者との社会的人間関係や、研究室という組織の中において任されている研究教育活動上の自身の役割や存在価値等に係る不安感に起因する心的負荷について、モニタリングしていく必要があると考える。

(3)「内部統制」について

- ・この質問は本来、限りなく「0%」にすべき質問内容であり、意識が末端まで浸透していないことは問題。特任研究者・教員への専攻等からの公正関係事項も含めた事務連絡の周知手段と周知の徹底について再調査し、その上で部局行動計画を着実に実行していくことが大事。
- ・ケーススタディを作成してHPに掲載する等、事務側の工夫次第で改善できることは取り組む必要があると思われる。また、ルールだから、規則だからダメという説得では、真の効果は期待できない。受けつけられないのはどういう理由からで、どのような不正を防止するためのものであるかを納得させないと改善は期待できない。

3 京都大学競争的研究費等不正防止計画-第9次-への対応について

【理学研究科・理学部】

(1) 理学研究科の対応

- ・ 11月17日 常任委員会附議 執行部に説明の上、意見確認。
- ・ 11月25日 将来計画委員会附議 委員に説明、意見伺い。
- ・ 12月2日 専攻長会議附議 専攻長、施設長等に説明。
- ・ 12月16日 研究科教授会附議 構成員に説明。

(2) 北部構内の共通対応

- ・ 11月4日 行動規範と不正防止計画―第9次―について、北部構内構成員宛に周知。
- ・ 北部構内共通事務部及び部局官房で原案を作成し検討しつつ、同時並行で執行部会議に附議。
- ・ 各会議附議では、11/9の担当理事説明の抜粋資料を用いて不正防止計画改正の経緯も説明。

【農学研究科・農学部】

(1) 農学研究科の対応

○不正防止に関する情報の教授会等での周知について

- ・ 6月8日不正防止実施本部会議（第1回）、6月9日緊急アンケートの依頼
➡6月17日農学研究科教授会にて緊急アンケート調査の実施について管理課から報告。
- ・ 9月28日不正防止実施本部会議（第3回）➡10月14日教授会にて競争的研究費に係る間接経費の取り扱い等について研究科長から報告
- ・ 11月9日研究費不正防止啓発月間通知➡11月11日教授会にて、北部構内経理事務等説明会の案内と合わせて、啓発月間であることを管理課から報告。

○研究費に対する公正意識に関する緊急アンケートについて

農学研究科内で北部構内より早い締切を農学内で設定し、農学研究科長から専攻長等に依頼の周知を行い、期日を過ぎた時点で各専攻に個別確認を実施。6月24日に完了し、回答率100%達成。

○部局行動計画及び適正管理における責任体系図・周知等体制図

- ・ 11月18日の研究科執行部会議において、農学北部構内共通事務部及び部局官房で作成した原案を説明の上、部局の体制等について検討。
- ・ 12月2日農学研究科専攻長会議において専攻長・施設長へ説明。
- ・ 12月9日農学研究科教授会において附議、承認。

○令和3年度 e-Learning 受講対応について

新規採用者宛の受講依頼を4月22日に送付済み。6月に不正防止事務室から新規採用者の受講督促依頼が来たことを受け、7月以降は月1～2回のペースで受講状況を確認して個別に督促。

○令和2年度までの実施状況について

農学研究科では副部局管理責任者を置く（専攻長、各施設長）。

(2) 北部構内の共通対応

○行動規範と不正防止計画－第9次－について

北部構内管理課管理掛より11月4日に北部構内構成員宛にメール周知。

○北部構内での経理事務等説明会について

- ・年1～3回程度実施。不正防止に関する内容も実施。昨年度から、コロナ禍のためZoom対応に切り替えて実施。
- ・令和3年度は、期間を決めて動画配信方式で実施中。

【経済学研究科・経済学部】

- ・11月11日教授会で部局長会議資料報告
- ・12月9日教授会で部局方針制定

【法学研究科・法学部】

- ・11月4日開催研究科教授会で報告
- ・12月16日開催研究科教授会で部局行動計画の作成報告、説明

【工学研究科・工学部】

工学研究科・工学部における京都大学競争的研究費等不正防止計画－第9次－への対応については下記のとおり。

- ・10月28日 工学研究科運営会議（研究科長と副研究科長6名で構成）
- ・11月4日 工学部学科長会議及び工学研究科専攻長会議
研究科長からの会議報告として、10月26日開催の「第4回不正防止実施本部会議」で審議された「京都大学競争的研究費等不正防止計画－第9次－改定案について」の議事、及びその他事項を説明。
- ・11月25日 工学研究科運営会議
事務方で作成した「部局行動計画」「責任体制図」と「周知等体制図」について、運営会議の構成員から意見をいただいた。
- ・12月2日 工学部学科長会議及び工学研究科専攻長会議
運営会議の構成員からの意見に従い修正を加えた「部局行動計画」「責任体制図」「周知等体制図」について、工学部学科長会議及び工学研究科専攻長会議に附議し、承認をいただいた。

今後の予定

臨時監事監査でのご意見も含め、その後の若干の修正等は工学部長・工学研究科長に一任いただく形で、12月24日に統括管理責任者に提出する。

提出後、工学研究科教職員向けサイトに掲載するとともに、構成員へメールにて周知する。

監事意見

■研究不正及び研究費不正の防止対策について

研究不正防止対策について

○研究不正防止対策に向けてのチェック体制については、理系、文系の対応の差が大きかった。理系、特に実験系については、スタッフ細胞事件以来、実験データの保存が必須となったことに起因しているが、大学院生に対する研究倫理教育は、理系、文系を問わず必修とすべきである。

緊急アンケート調査結果について

○全学緊急アンケート調査と、その後の研究公正担当理事による全学キャラバンを通してのアンケート調査のフィードバックによって、全部局に、今回の機動調査によって指摘された研究費不正に対する危機意識が浸透して行った様子が伝わってきた。これによって、部局ごとに問題点が把握できたように思われる。

不正防止計画への対応について

○不正防止実施本部会議で、骨格が作り上げられた第9次競争的研究費等不正防止計画であるが、部局ごとに細部を詰め今年度からの実施となるが、それぞれの部局にあって、有効に活用されることを期待する。くれぐれも、一過性のものとならない対応が望まれる。